

## 第1回高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会議事録

日 時 平成30年9月23日（日）10:00～12:15

場 所 高知県立大学 永国寺キャンパス教育研究棟3階 役員会議室

出席者 高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会

加藤委員長、渡辺委員長代理、逸村委員、岩井委員、川田委員、佐々木委員  
三澤委員

事務局

高知県立大学法人 中澤理事長

高知県立大学 野嶋学長、五百蔵副学長、山田総合情報センター長  
清原地域教育研究センター長

岡村事務局長、浅野事務局次長、西岡図書情報部長  
渡邊司書

---

### 1 学長挨拶

高知県立大学の学長の野嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方、本当にご多用の中、永国寺キャンパス、永国寺図書館蔵書除却に関しての検証委員会の委員をお引き受けくださいましたこと、心より感謝申し上げます。急なことで日程も短い間での調整、しかも連休の中日ということで皆様方に大変ご迷惑をお掛けしております。その中で、ご参加くださいましたことに対しまして、私どもは心より感謝申し上げます。と思っています。

この度、私ども永国寺キャンパス開設に向けて準備する中で5年掛けて丁寧に手順を決め、そして基準を設けて全教員の意見を聞きながら除籍する本を定めてまいりました。しかし、その除籍をすることが定まりました図書に関しまして、学内のみの視点で、学内の教員のみで再活用し、県民の皆様、そして県内の図書館の方々にお願いをし、その再活用の道を広げることができませんでした。学内のみの判断で行いまして、結果として、多数の図書を焼却することになりましたことを深くお詫びしているところです。

本学の図書館に関しましては、大学の教育、研究に必要な図書、学術雑誌を準備すること、この学術情報の電子化に向けて対応すること、そして、学生の主体的な学びにすること、そういうことを念頭に置きながら、図書館の準備をしてまいりました。さらに、県民の方々、地域の専門職の方たちにご来館いただき活用していただけるようにということを心掛けてまいりました。しかしながら、今回のこのことを振り返ってみますと、私達の図書に対する思い、図書館運営に関しての考えはまだまだ未熟だったと猛省しているところで

ございます。

検証委員の皆様方からの様々なご意見をいただき、そのご意見を真摯に受け止め、大学運営に、図書館運営に活用させていただきたいと思っております。皆様方の忌憚のないご意見を私どもにいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。皆様方のご意見を一つ一つ、大学としては大事に取り扱い、そして検討してまいる所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 2 理事長挨拶

高知県公立大学法人理事長の中澤でございます。

委員の皆様方には本当にご多用の中、また遠くからのご就任ということで、お忙しい中本当に申し訳なく思っております。先ほど野嶋学長から申し上げましたとおり、この検証委員会で十分に検証していただき、そこで得られました教訓を県立大学の図書館活動の改善・改革に生かしていく、これはもちろんでございますけれども、私の立場としましては、私ども法人の傘下にもう一つ高知工科大学がございますので、この検証委員会で得られた教訓は、高知工科大学にも生かしてまいります。このことは高知工科大学の学長ともお話をしております。

それから、今回のこの問題が表面化して以来、私なりにいろいろと考えてみますと、他の大学でも、あるいは他の公立図書館でも、様々な工夫をされて除籍をし、その処分をされていることと思いますが、それぞれに皆様方もいろいろ悩みも抱えていらっしゃるのではないかなと思っております。

したがって、今回のこの検証委員会で得られました教訓が、もっと広い形で他の図書館の方々の、何か作業していく、活動していく上での指針となるようなものができたらそれはありがたいですし、あるいは、再利用に関しましてもっと言いますと、例えば高知県内のネットワークの中で再利用が進む一助となれば、今回の県立大学のこの失態も次に生かせられると思っておりますのでございます。ですから、まずは検証委員会の委員の皆様方におかれましては、十分に検証していただいて、私どもに対する教訓を出していただきたいと思っております。どうかよろしく願い申し上げます。

## 3 委員長の選出及び委員長代理の指名

(司会)

それでは、委員長の選出に入ります。永国寺図書館等蔵書除却検証委員会設置要綱第3条第2項に委員会に委員長を置き、委員の互選により定めるとあります。どなたか立候補又は推薦はございますでしょうか。

なければ、事務局からご提案させていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、高知大学人文社会科学部特任シニアプロフェッサー、加藤勉委員にお願いできますでしょうか。加藤委員は、高知県図書館振興計画策定検討委員会で委員長を務められ、また、高知県立図書館協議会及び高知市立市民図書館協議会会長でもあられます。ご承諾いただける場合は、皆様挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。

それではここからの進行は、加藤委員長をお願いします。

(加藤委員長)

加藤でございます。よろしくお願いいたします。

最初に委員長代理を決めさせていただくことになっております。今回いろいろな事情に鑑みまして渡辺委員にお願い申し上げたところ、ご快諾をいただきましたのでご報告します。皆さんよろしくお願いいたします。渡辺委員よろしくお願いいたします。

それでは、第5の議事に入ります。本来であれば、委員会の皆様方に委員長はどう考えているのかということをお願いしたほうが良いのかもしれませんが、私の方針といたしましては、議論の時間を長く取りたい、委員の皆様にご意見をたくさん発言していただきたいという気持ちでおりますので、ごく簡単に申し上げます。

この委員会で、今後の県立大学の発展に資する提案ができれば、一番良いと思います。それに、大学からも一言で言えば、今回の件からいろいろなことを学ぼう、そして他に範を示そうという覚悟でいらっしゃるということを明言していただきました。それに資する検証委員会の結果を何とかして出したいと考えておりますので、委員の皆様方、是非よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、まず経緯と事実経過の確認が必要でございますので、県立大学より、それに関するご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 4 議事

##### (1) 高知県立大学説明（永国寺図書館、除却に関する概要など）

(岡村事務局長)

まず、資料1、検証委員会の設置要綱でございます。第1条で設置の趣旨を書いております。今回の除却処理については県民の皆様から、また、県外の方からも様々なご意見をいただいております。また、インターネット上でも、この問題は話題になり、本学としても重く受け止めております。また、除却の検討に当たっては、学内だけにとどまっていたということで、学外の皆様には十分な検証をしていただくため、今回、検証委員会を設置させていただきました。

第2条、検討事項でございます。検討事項については、今回、除却処理の手順、処分、一連のことについて検証していただくとともに、今後の活用方法まで検討していただければと考えております。

任期でございますが、委員の任期は検証結果が報告されるまでの間ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議は、委員長が召集するということになっております。

第6条で、この委員会の庶務は、高知県立大学図書情報部において行うことになっております。

設置要綱については、説明は以上です。

(山田総合情報センター長)

それでは資料2-1をご覧ください。大学図書館としての機能についてでございます。

大学図書館は、大学設置基準第36条を設置の根拠といたしまして、同基準第38条において「学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を中心に系統的に備えるものとする」と定められておりまして、知的財産の保有を行いながら大学の研究に資することと、学生の教育・学習の支援を行うという二つの役割を果たすというように考えております。

資料6ページ、資料2-4の大学図書館と公立図書館の位置づけの近年の動向をご覧ください。

大学図書館は、大学における学生の学習や大学が行う高等教育及び学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤の役割を有しており、大学の教育研究にとって不可欠な、中核を成す総合的な機能を担う機関の一つでございます。学生が自ら学ぶことの重要性が再確認され、ラーニング・コモンズ、大学図書館職員によるレファレンスサービス、研究学習支援、電子資料への対応が重要とされております。情報を検索し、分析・評価し、発信するスキルを一層高める情報リテラシー教育は、教員と連携して大学図書館が主体となって取り組むことが求められております。大学図書館としても地域住民への開放を始め、資料展示や講習会の実施など、保有する情報資源や人材を活用して社会・地域連携に積極的に取り組む必要があるといわれております。そして、学内の多様な組織との連携のほか、学外の関連機関との連携も必要で、特に公立図書館との連携が重要であるといわれております。

公立図書館は、住民全ての生涯学習に資するとともに住民が情報を入手し、芸術や文化を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場であり、住民が誰でも無料で利用することができる公の施設です。市町村立の図書館は、貸出サービスやレファレンスサービスの充実のほか、地域の課題に対応した資料等の整備・提供、他の施設・団体等の協力を積極的に推進し、利用者の求める情報の提供に努めます。そして、図書館利用者が障害を感じることをないように多様な利用者に対応したサービスの充実を行い、講座、相談会、資料展示など多様な学習機会の提供をし、読み聞かせなどの住民によるボランティア活動の促進を行います。そして一方、都道府県立の図書館においては、資料の紹介・提供、図書館資料の保存、図書館職員の研修など、都道府県内の図書館への支援が求められているという、こういう大学図書館と公立図書館の機能の違いがございます。

3ページ、資料2-1に戻ってください。本学の総合情報センター規程の設置目的は、第2条に総合情報センターは図書館の管理、運営、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧、調査及び情報処理施設の管理、運営を行い、教職員及び学生の情報処理に関する教育、研究の支援を行うとともに、地域社会の図書館活動及び学術情報システムの確立に協力し、地域の発展に寄与することを目的とすると定められております。

4ページ、資料の2-2でございます。図書館の変遷でございますが、昭和41年に、当時、高知女子大学でございましたが、新館が落成し、その後増築をしております。平

成 10 年には、学部が増えて大学院も設置しております。平成 14 年に総合情報センターが図書館と情報処理センターを統合して誕生しております。その後、平成 23 年に法人化、平成 27 年には工科大との法人統合、そして平成 27 年には新図書館を着工し、平成 29 年 4 月に新図書館が開館をしております。

この図書館は、アクティブラーニングの機能も一部備えたラーニング・コモンズを設置しております。1 階をゾーニングしまして、ディスカッションエリアは防音の仕様とし、自由に組み合わせることができる什器の配置によりまして、学生が自由に議論できる環境を充実しております。また、集いのエリアでは、これまでの静寂な図書館とは異なりまして、お茶を飲みながら来館者同士で会話ができる環境を整えております。公立大学の図書館として学生や教職員ばかりではなく、県民も「集える」図書館を目指しているところでございます。

5 ページ、資料の 2-3 をご覧ください。図書館と書いたのが従来の図書館で、新図書館が現在の新しい図書館でございます。延床面積は、約 1.5 倍と広がっております。収蔵能力はほぼ同じですが、除却検討時の試算ですと 24 万冊。閲覧席も増えておりますし、ラーニング・コモンズ機能を中心に幾つかの機能を備えております。入館者ですが、旧図書館については平成 28 年度の実績で 1 万人程度。このときには周りが工事しておりますので、ちょっと入りづらいような状況がございました。それに対して新図書館は、平成 29 年度は約 4 万 3 千人ということで、単純に 4 倍になったとはいえませんが、かなりの利用者がおり、前よりは増えているということでございます。

7 ページ、資料 2-5 でございますが、学内の体制の推移で、この除却の検討が始まった 24 年当時のものでございます。総合情報センター運営委員会は右から 2 番目、このような位置付けで学長の下に置かれております。

8 ページについて、これは昨年 4 月 1 日現在のものです。基本的には学長の下にございますけれども、委員会が増え、整理したということで、こういう形になっております。

その次、資料の 2-6 でございます。総合情報センター運営委員会について説明いたします。総合情報センターは、平成 14 年の 4 月に図書館と情報処理センターが統合されまして、図書館の管理、運営、図書資料の収集、整理、保存、閲覧、調査及び情報施設の管理、運営を行いまして、教職員及び学生の情報処理に関する教育、研究の支援をするとともに、地域社会の図書館活動及び学術情報システムの確立に協力して地域の発展に寄与するというところでございます。これと同時に、総合情報センター運営委員会が設置され、その下部組織として図書部会及び情報処理部会が置かれております。総合情報センター運営委員会は、発足当時から基本的には月 1 回の定例会を実施しており、年間 11 回から 12 回の開催をしております。図 1 は、大学における総合情報センターの位置付けで、学長の下に右に総合情報センター運営委員会がありまして、その下に図書部会、情報処理部会がございまして、後で述べますが、総合情報センター運営委員会の委員長は総合情報センター長でございます。総合情報センター長の下、二つの図書館が運営されているということでございます。

10 ページをご覧ください。総合情報センター運営委員会の構成・役割でございます。

1) から 10) までございますが、総合情報センター長、そして、総合情報センターの専任の教員が 2 名おります。3 番目、高知県立大学の 4 学部の各学部から 1 名ずつ計 4 名の委員、4) のところ、地域教育研究センターから 1 名の委員、5) のところ、各研究科から 1 名ずつ計 2 名の委員が選出されております。そして、これまで高知短期大学との共用施設ということもありまして、短期大学の教員から 2 名選出されております。そして、情報処理部会も置かれていますので、情報処理部会の部会長、あと、8) は県立大学の図書情報部長、9) は短期大学の図書情報部長、10) はその他センター長が必要と認める者ということで、現在は図書情報部の課長が参加しております。また、その他、正式メンバーではございませんが、図書館の司書を委員長長の依頼として委員会に出席させております。

委員会では、次に掲げる事項を審議、実施しております。まず、1) 総合情報センターの管理運営、方針及び利用計画に関すること、2) 総合情報センターに関する予算及び決算に関すること、3) 施設・設備の整備計画に関すること、4) 図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査に関すること、5) 情報処理システムの維持、管理及び運営の方針に関すること、6) 学術情報処理の方針に関すること、7) 情報処理利用者教育の方針に関すること、そして、8) その他運営に必要な事項でございます。

その下が図書部会でございますが、県立大学と短期大学それぞれに図書部会がございます。県立大学の図書部会は、総合情報センターの専任教員と県立大学から選出されました総合情報センターの運営委員会の委員がこのメンバーになり、県立大学の図書情報部長をもって組織しております。同様に短期大学についても、総合情報センターの専任教員と短期大学から選出されました総合情報センターの運営委員及び短期大学の図書情報部長をもって組織をしております。

11 ページをご覧ください。先ほど大学の組織図がございましたが、図書館の開館前と開館後ということでご説明をいたします。

まず、平成 29 年度前でございますが、部局長会議・教育研究審議会との関係ですが、部局長会議にて規程や細則等、総合情報センターの運営に関する規則について議論し、必要なものは教育研究審議会に諮ってきました。特に、法人統合ということがこの間ありましたので、図書館の高知工科大学との共同運用に関わる規則等を中心に議論されておりました。

教授会でございますが、定期的に総合情報センター運営委員会が開催されておりますので、その活動内容を各学部等から選出された運営委員より各学部等に報告をいただいております。各学部等で協議すべき事項がありましたら、その旨、運営委員会に依頼して各学部で議論し、またそれを委員会に提案していただくということにしております。

毎年年度初めに開催されるアニュアルレビューにおいて、前年度の総合情報センターの活動については定期的に報告をしております。

平成 29 年度以降でございますけれども、新しい図書館が開館しましたので、部局長会議への報告については、定期的に 3 か月から 4 か月に 1 回、総合情報センターの活動報告をしております。また、教育研究に関する内容については、さらに部局長会議での議

論を経て教育研究審議会で諮るということを行っております。

教授会については、これまでと同様でございます。定期的開催されている内容を教授会等に報告し、必要があれば協議し、提案していただくというようなことでございます。

アニュアルレビューについても同様でございます。定期的に総合情報センターの活動について、全学に説明をしているところでございます。

12ページをご覧ください。高知工科大との連携でございますが、平成29年4月から共用で新図書館を運営し、月1回ほど会議を行い、両大学に関わることは調整しております。

ここで挙げました1から4は一部でございます。話題本コーナーは、一番上の階に設置しておりますが、これは高知工科大学の後援会の援助を受けまして、本を買って共用しています。過去の統計では、工科大学より県立大学の学生のほうが借りているということでもございました。教職課程の支援室等の雑誌の利用についても、3大学の学生が利用できるようにしております。企画展示コーナーの共同運営を昨年からはじめまして、昨年11件、本年度になって6件、県立大学、工科大学それぞれアイデアを出しながら共同して運営しております。あと、各種イベントということで、集いエリアで、小さなシンポジウムなどもトライアルということで過去に行っております。

それでは、資料の3-1をご覧ください。永国寺図書館の蔵書の除却の経緯・概要でございます。ここでは除却という言葉を使っていますが、除却の中身としては、除籍と除籍後の処理でございます。これまで除却という言葉を用いていたため、必ずしもそうならない表現があるかもしれませんが、ご了承くださいたいと思います。

まず、平成24年1月に総合情報センター運営委員会にて除却の議論を開始しました。平成25年9月に具体的に除却方法の検討を開始しまして、平成26年7月から平成29年3月、開館直前まで除却等の処理をしております。まず、重複図書については3回、重複していない図書については10回、製本雑誌については1回の計14回に分けて除籍をしております。除籍後の図書に関しては、平成26年12月以降、12回に分けて結果的に焼却という処分をしております。この間のプロセスについては、総合情報センター運営委員会で議論をしておりますので、それぞれのタイミングで教授会等に報告をしております。平成28年2月及び平成29年2月に大学の幹事会で学長等に除籍焼却処分について報告しております。そして、平成29年4月に新しい図書館がオープンということでございます。

除却の概要としては、上の枠が図書、下が紀要類、雑誌となっております。図書をご覧ください。除籍の冊数ですが、25,432冊、その内訳といたしまして、重複図書が18,773冊、重複していない図書が6,659冊でございます。除却の基準等でございますが、まず、郷土資料は原則対象外といたしました。重複していない図書については、シリーズが揃っていない図書、版違いがある図書、同一分野で同じ内容の資料、現在の県立大学で研究されていない分野の図書、古いパソコン関係の入門書や解説書、破損し修復が難しいもの、そして、他大学が発行しております記念誌、大学史、業務報告書などから一番初

めのリストを作っております。除籍後の処理ですが、教員が必要なものを引き取っており、最終的に残ったものを焼却処分しています。9月21日現在で教員研究室あるいは学生研究室等において2,389冊を再利用しているということを確認しております。

紀要類については約1万冊と書いてございますが、これは図書換算をしたときの冊数です。除籍の基準ですが、電子ジャーナル、リポジトリなどで公開されているもの、つまり他の方法で手に入れることができるものや、継続して届いてないものを対象としまして、古紙回収業者に引き取っていただいております。

最後に、雑誌でございますが、約2,700冊、電子ジャーナル、リポジトリなどで公開されているもの。これも今の情報のネットワークの中から手に入れることができるものや、情報が古いもの、所蔵期間が短いものを対象としております。この雑誌については、教員が必要なものを引き取りまして、残ったものを焼却処分としています。

次に資料3-2をご覧ください。除籍の経緯の詳細でございます。途中からは同じものの繰り返しになりますので、初めのほうをご説明いたします。平成24年1月に除却の議論を開始しました。平成25年9月に具体的な方法の議論ということで、まず重複図書について検討を開始しました。そして、26年の7月に総合情報センター運営委員会にて重複図書の除籍を決定し、7月に除籍しております。10月に除籍後の重複図書の再利用を全教員に通知いたしました。重複図書の除籍については3回行ってありますが、その都度、通知をしております。そして、12月には教員が選書して残ったものについて焼却をしております。

平成27年9月に重複図書の除籍ということで2回目、そしてその同じ9月に今度は重複していない図書の除籍方法の検討を開始しております。重複していない図書については慎重にしなければいけないということで、まず、図書分類の0類というのをトライアル的に捉えまして、これを議論しております。重複していない図書の0分類の除籍が3回目ということで10月に決定されまして、平成27年9月分と10月分、これはまとめて焼却をしております。これが2回目になります。

11月に重複していない図書、図書分類の1類以降の除籍方法の再検討ということでした。これは、先ほど0類というのをトライアルとご説明しましたが、0類は実はコンピューターの古い図書ばかりがリストアップされ、それが対象になったということでございますので、1類以降、除籍の検討をしていかなければいけないということでございます。ここで、各学部にフローを持って帰っていただいて議論してご意見をいただくなどしながら約3か月掛けまして、その検討をしております。そして、平成28年2月に重複していない図書、これの1類以降の除籍の決定をしております。そして、ご意見をいただきながら2月にフローが完成し、この時点で2月に大学幹事会で学長等に除籍焼却処分について報告をしております。それ以降、図書分類1類から9類まで途中でいくつかに分けてということがありましたが、同様に処分をし、平成29年になってからまだ重複図書があることが分かりましたので、それを整理することとし、製本雑誌について除籍をしております。

次の資料3-3でございますが、今説明したとおりでございます。

資料の3-4でございます。除却の手順及び基準ということで、まず一番初めの除却手順は「重複図書」で、「紀要類・雑誌」、「重複していない図書」に分けて検討しております。重複図書のフローは非常にシンプルでございます、下から2番目のところで全教員に必要なものをピックアップしていただくということをしております。

17 ページについては、紀要類・雑誌類の除却の手順でございます。上のほうが紀要類の除却の基準、下の方が雑誌の除却の基準です。

18 ページの図2が重複していない雑誌の除却プロセスです。重複していない図書と同様ですので、そこで併せてご説明します。

19 ページをご覧ください。これが重複していない図書の除却の手順でございます。まず、総合情報センター運営委員会にて司書が作成した除却候補リストを基に、専門教員が除却候補リストを作成し、全教員参加による除却の決定をいたしました。除却は次のページの図3に示す除却プロセスに従いまして実施しております。全教員には、必要性の視点から除却可能な本の選定を依頼しております。

手順1のところを少しご説明いたします。まず、これはスタート時点の除却リストの作成ですが、司書による重複していない図書の除却候補のリストを作成しております。090 類の郷土資料分類の図書は対象外としております。その次に、候補リストの作成には以下の点を考慮しております。上下本やシリーズがそろっていない図書、初版、第4版などの版違いがある図書は、いずれかを残しております。同一分野で同じような内容の資料、これもどちらかを残しております。現在、県立大で研究されていない分野の図書、古いパソコン関係の入門書や解説書、破損していて修復が難しいもの。そして最後に、寄贈された図書で他大学が発行している記念誌とか大学史、業務報告書などでございます。

それ以降については、次の図3のフローをご覧くださいながらご説明します。20 ページをご覧ください。重複していない図書の除却プロセスでございます。日本十進分類法に基づく分類で各類のリストをまず作成します。フローの左肩に両括弧があります。それをご覧ください。

(1) 図書情報部でまず各分類の除却候補リストを司書が作成します。しかしながら、更に教員の確認が必要だということで、その下(2) 図書情報部での作業ではございますが、各分類の除却候補リストをその分類の専門性がある、あるいは専門性の近い教員と協力して、全教員に諮る除却候補リストを作成するということをしております。その基準でございますが、それが右に書いてあります5項目です。より下の項目の処理を優先し、「①除却後、現物も廃棄」、「②除却後、研究室へ引き取る」、「③池図書館に移す」、「④除却せず、分置する」、「⑤永国寺図書館に必要」の項目のうち、下の5番から優先するということです。したがって、①と②が除却ということになります。③④⑤については永国寺図書館に残す、分置や池図書館に持っていくということでございます。

これを行って次のフロー(3) 全教員ということで全教員に除却候補リストを確認し、設けられている4項目のいずれかにチェックを入れるということです。その4項目は右に書いてあります。「①除却後、現物も廃棄」は、専門性のある教員が入ってリストを洗練化しておりますので、除いています。除却候補リストを見て、各教員が②から⑤、

「除却後、研究室へ引き取る」、「池図書館に移す」、「除却せず、分置する」、「永国寺に残す」ということを確認していただくということでございます。

次に、(4) 図書情報部で全教員の意見を取りまとめて、項目ごとのリストを確認し、該当の処理をしてよいかを、(5) 全教員に再確認することをしております。

そして、(6) それによって再確認されたいわゆる除却候補リストを総合情報センター運営委員会で議論しまして、それで承認されれば、次の処理にいきますが、承認されなければその程度によって、それぞれのステップのところに戻っていくということでございます。

承認された場合には、(7) 図書情報部で除却の事務処理をしまして、(8) 除籍対象の図書のうち、必要な図書を選書していただき、教員管理等をしていただくということでございます。残ったものについては、焼却の処分をしております。

(岡村事務局長)

続きまして、資料4を説明させていただきます。除籍した図書の再活用についてということになります。除籍決定した図書の再活用は、学内教員のみにとどまっております。県内の公立図書館、県民の皆様、また買取業者への譲渡、売却といった再活用の方法を取り入れることができておりませんでした。

本学の再活用の状況について、教員が引き取った分がどれだけあったのかということ进行调查したところ、教育研究棟の5階の学生研究室、教員研究室にかなり引き取られていまして、まだ全てを確認している訳ではございませんが、9月21日現在で重複図書が1,827冊、重複していない図書が562冊、合わせて2,389冊になっております。退職された先生が持ち帰っているものまで調査ができておりませんので、これよりは若干増えるというような状況になっております。

学外での再活用を取り入れることができなかつた要因は、そうした議論が全くなかつた訳ではございませんが、短期間に大量の除却を行わざるを得ない状況の中で、以下のような理由が複合的に存在し、除籍した図書を有効活用する道を開くことができなかつたと考えております。

まず1点目でございますが、大学名や教員名、また書店名が記された本が学外に出回することは不適切であるといった認識を持っていたということ、2点目が大学の資産、あるいは県の資産を勝手に売却することは不適切であるといった認識があったということ、3点目が譲渡などの手続を行う場合に要する時間や労力の制約があったこと、4点目が除却後の書籍を譲渡するために保管する場所がなかつたということ、5点目が他の図書館との連携、あるいは全学的な情報・認識の共有の弱さがあったのではないかとというようなことを大学としては考えております。そして、学外機関や学外者に対して除籍した図書の再活用を依頼することなく焼却に至った理由は、慣習的に持っていた不適切な認識、あるいは物理的な課題、不十分な取組を打破できなかったことにあると考えていますが、突き詰めれば大学として思考が断絶していたことや、視野の拡大ができなかつたことが大きな要因であると考えております。

最後に資料5をご覧ください。今回の除却の問題発覚後、本学で全国の公立大学の図書館の除却の調査を行っております。その調査の結果について資料にまとめさせていただいております。9月7日にメールで調査を行いまして、9月18日現在の調査結果で58大学から回答がっております。

資料としては、30ページからの資料6にA3の資料を付けておりますが、そちらをご覧ください。資料の結果をご報告しますと、収蔵能力は59大学で1大学当たり約29万9,000冊、蔵書数は1大学当たり約25万7,000冊ということです。平成27年度から平成29年度までの3年間で除却した資料の冊数は、各大学の総数としては33万8,000冊、1大学当たりになると3年間で約5,700冊が除却をされているということです。1年当たりになると1,900冊ということになっております。

除却後の活用についてもお聞きをしております。平成27年度から平成29年度までに除却した図書館資料のうち、59大学の割合でいきますと、他図書館への譲渡が11.9%、学内者への譲渡が62.7%、学外者への譲渡が44.1%、売却が8.5%というような状況になっております。大学数は他図書館への譲渡は7大学、学内者への譲渡は無償が35大学で有償が4大学、学外者への譲渡は無償が22大学で有償が5大学、売却は5大学ということになっております。ただ、資料6をご覧くださいと良いのですが、実数が入っている大学は、他図書館への譲渡は2大学、学内者への譲渡は無償が9大学で有償が2大学、学外者への譲渡は無償が2大学で有償3大学、売却は2大学で、ゼロと回答されているところがかなり多くあります。おそらくゼロではなくて把握していないということも含めて書かれてないところもあるかと思しますので、その点はご了承いただければと思います。

最後に、除却後の最終処分の方法ですが、59大学のうち焼却は20大学、溶解は19大学ということになっております。その他についても一般ごみとして出しているとか、古書回収業者に引き取ってもらっているとかというような状況になっております。その他、除却以外の狭隘化対策にもお聞きしていますが、書架の増設など、29大学から事例紹介がっております。

あと、資料の説明は省かせていただきますが、参考資料1は本学で今回の除却に関するお詫びのお知らせをしたホームページの内容、参考資料2、3、4については図書館の利用状況であるとか除却の状況、また、公立大学における本学の蔵書数、図書数などの位置付け、資料5は除却に関する議論の経過の詳細、資料6が公立大学の調査結果です。それから資料7、8については、新聞などで郷土関係として整理された図書について、現在どういう状況かということで調査をさせていただいております。

34ページの参考資料7を少し説明させていただきますと、報道で郷土関係、郷土ゆかりの図書として紹介された図書が焼却になっておりますが、この中で紹介された40冊について調査をしております。こちらについては本学所蔵が14冊で、本学では所蔵していない本が26冊ありました。この26冊について、少し調査をしてみますと、オーテピア高知図書館などで所蔵されていること、「平和の礎」については、Webページで閲覧は可能であるということが分かっております。

それから 35 ページの参考資料⑧－1 をご覧ください。これも報道で紹介された 91 のタイトルの本ですが、こちらについても調査し、オーテピアや高知大学の図書館などで蔵書があるということが確認できました。ただ 1 冊、下から 4 行目の「湯浅初子」の伝記が県内では確認できなかったというところです。

それから次の資料⑨の 40 ページからは、重複していない図書 6,659 冊について県内の図書館にあるかどうかを確認しました。工科大学なども含めて大学であるとか、オーテピア、その他、県内の公立図書館にあるかどうかを調べています。9 月 18 日現在ですが、県内にはなかったものをリストとして載せております。6,659 冊のうち、約 35% が県内にはなかったということです。

それから参考資料⑩－1 から後については、関係の規程を掲載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

## (2) 除却に関する意見・質疑等（除却の経緯全般、手順、基準など）

（加藤委員長）

ありがとうございました。

これから実質的な議論に入る訳でございますけれども、今まで非常にたくさんの説明がございました。分ければ、図書館の学内における位置付け等、今回の手続の「除籍」に至る、書籍をリストから外していくという段階。それから除籍後に行った処分に関するご報告となりますが、その辺りをなかなか分けて論ずるのはなかなか難しいとは思いますが、今後、処分方法をどうするかということはまた別の会議で改めて議論せざるを得ないと思っておりますので、今回はその判断に至った経過と、それから最終的な処分の事実経過、その他をまず確認し、それを土台に次回以降の会議を展開していきたいと考えております。

それでは、委員の方々、随分いろいろご質問等があると思っておりますので、よろしくお願ひします。その際、今回の経緯を基本的にはどのようにお考えになっているかということをご披露いただいて、ただいまのご報告に関しての質問等をいただけたらと思っております。

（逸村委員）

筑波大学の逸村でございます。

資料 3－1 の中で 1 の除却の経緯のところの平成 28 年 2 月及び平成 29 年 2 月で、大学幹事会で学長等に除籍・焼却処分について報告というのがございましたが、大学幹事会というのとはどのような組織で出席者はどういう方々で、この件に関しての説明というのとはどなたが行われたものなののでしょうか。

（岡村事務局長）

大学幹事会は、大学の学長、副学長、学長特別補佐、それから事務局の部長以上の職員、大体そういったメンバーで、事務局であるとか大学の幹部の職員が集まった会になっております。山田センター長から除却の冊数、経過などを説明しております。

(逸村委員)

ありがとうございました。

私、専門ということでもある訳ですが、今日、公立大学に限らず国公立大学図書館、あるいは公共図書館においても書庫の狭隘化という問題はかなり深刻です。また資料費、人件費等を含めたコストの問題も非常に厳しいという中で高知県立大学がこの新しいキャンパスに新図書館を作られて、その過程でいろいろご検討があったと思います。ラーニング・コモンズ等を充実されるというのが優先されて、その結果、書庫に関しては限界があるということで除却に至ったということに関しては、ある程度やむを得ないというのは、そうであろうと思います。

手続きに関して公立大学、他大学の調査も大変お手を掛けてお調べになったようですが、高知県立大学の例に関しては妥当なところだろうとは思いますが。もちろんそこに至る県民への説明とか、あるいは、県民への提供という点は、学長を始めとして皆さんがおっしゃられている問題点は若干あるかと思いますが。この話を聞いて、今回こちらの席にお呼びいただき、関連する点を調べてみました。また、先ほど見学し、今回の説明を聞いたうえで印象は、今後、どう前向きに考えるか、どう生かすかということだと思います。

その点からいうと、苦言を少し申し上げます。参考資料③の 25 ページですか、平成 23 年度以降の図書の購入、寄贈、除却の冊数で、購入の冊数が率直に言って徐々に減って行って、平成 29 年 652 冊。寄贈というものはいろいろ関係の所から必要なものを提供していただいたというようなことかと思いますが、この冊数はさすがにちょっと少ないだろうと考えます。もちろん財政難等々のいろいろ事情はお察しいたしますが、せっかく新しいキャンパス、新しい図書館を作って、また入館者数が増えたという話も承ったところからすると、より良いサービスをどうするかということに関しては、より一層のご努力が必要なのではないかと、ちょっと差し出がましいこと申し上げますが、以上です。

(岩井委員)

岩井です。よろしく願いいたします。

今回の問題について率直に感じたことをまず 1 点。図書館運営に携わってきた者、また県民のひとりとして残念だなというのが率直なところですが、非常に心を痛めています。高知新聞で拝見いたしましてそういうところです。ただ、時は戻せませんから、やはり最初に中澤理事長や加藤委員長がおっしゃったように、この問題をしっかり検証して、そして予防策を講じて、最後に高知県唯一の公立大学法人として信頼回復に努めていくことを自身のミッションにしたいかなと思っておりますので、議論に加えさせていただいて大変ありがたく思っているところです。

あと、今年の 7 月に開館した新図書館オーテピアの構想のとき、平成 22 年のいわゆる合築論争ですね、あのときの衝撃より肌感覚として今回のほうが非常に大きいであろうと思っています。あのときも様々なご意見が寄せられましたけども、今回、高知新聞の声

ひろば、県民からの投稿であったり、シリーズ化され、そして報道のされ方も拝見する限り非常に問題としては大きいと、反響が大きいということを感じております。

以上が、全体の感じるところですけども、2点お聞かせいただいでよろしいでしょうか。

まず、5ページの資料2-3ですけども、この永国寺の新図書館の収蔵能力は、最初報じられたときは22万冊で、最初に我々がいただいた資料も22万冊と旧館より1万冊少なかったと思うのですが、今日の資料ではこの右端の備考のところに除却検討時のものという注意書きがあり、24万冊としています。そもそも少ないから除却を始めたのではないかと認識しておりますが、この辺りの経緯、若しくは数字に間違いがあつて書架の計上の仕方に変化があつたのか、ここも根本原因かとは思いますが、こういった経緯でここが、2万冊増えたのかということをお願ひします。

そして、2点目が、重複してない図書のプロフローチャート、資料3-4の20ページです。これを拝見する限り、全教員のチェックが(3)と(5)に入つていまして、リストを回したときの、リストの情報、書誌情報がどこまでだったのか、例えば書名と著者名だけなのか、若しくはそれに出版社名だったり、分類記号であつたり、簡単な図書の内容、ガイドのようなものがあつたのかどうか、この内容についてお聞かせいただければ幸いです。

(岡村事務局長)

先に蔵書数、収蔵能力についてご説明します。こちらを24万冊と書いておりますのは、除却検討時のものです。平成24年1月から除却の検討を開始しまして、平成25年に除却の方法などを検討しましたが、そのときは大学としては24万冊という想定でやっておりました。24万冊の8割ということで、19万2千冊ぐらいを目途に新しい図書館に図書を移転していくという形でずっと検討を進めていました。そのため24万冊ということにしています。

旧の図書館には22万1千冊あり、さらに工科大学から約1万冊が図書館に移動してくることで23万1千冊が蔵書になりますが、19万2千冊ぐらいを目途に入れるようにしていましたので、23万1千冊から19万2千冊を差し引いた約3万9千冊を除却したということなんです。

22万冊というのは、棚を調節した後の書架の棚数で算出した現在の収蔵能力で、本学としては、24万冊でこの除却の計画が進んでいましたので、24万冊と書かせていただいております。

(渡邊司書)

先生方に送ったリストには請求記号、書名、著者名、出版社、受入年月日等が入っております。

(岩井委員)

標準的な収蔵能力としては、新図書館は24万冊ということですね。

(岡村事務局長)

設計のときの冊数です。

(岩井委員)

設計時、計画時ということですね。

(岡村事務局長)

実際に現在、出来上がって書架の棚の調整とか、そういうことで見てみると 22 万冊になっているということです。

(岩井委員)

分かりました。

(加藤委員長)

岩井委員のご質問の背景は、そもそも論が少し分かりにくかったということじゃないでしょうか。除却の検討というのは、新図書館に合わせて始まったという理解でよろしいのか。もともと新図書館とは関係なく、もう旧の状態ですら除却を検討しなければならないという状況であったのか、これによって、事の発端が違ふと思えますね。そのことの説明がやっぱり基本的なところで、委員の皆さんもどちらだったのだらうと興味をお持ちではないかと思えます。

そこは、併せていわゆるスリム化とか、ダウンサイジングを図ったということなのか。既にこのままではどうしようもない状態に、たまたま新しい図書館の構想が入ったのか。あとは予算の関係等で規模が決まるし、使用目的も時代に合わせて変わっていますので、収蔵能力の変化があったという理解なのか。その辺に関してもう少し詳しい情報があると話が進みやすいかと思えます。よろしくお願ひします。

(山田総合情報センター長)

平成 24 年の 1 月からスタートしたということで、新図書館については意識をしておりました。ただ、過去を振り返ってみますと今後の課題でもあるのですが、定期的に除却をしていなかったということが事実で、たまっていたということです。それもあって、かつ新図書館のことも考えて、これから除却をしなければいけないということでスタートをしております。

(加藤委員長)

すごく簡単に申しますと、新図書館に合わせて大急ぎで最終処分まで行ってしまったということではないということですね。

(山田総合情報センター長)

少なくとも平成 29 年 4 月に新図書館がスタートするということは分かっていたので、それに合わせなければいけないとは思っておりました。ただ、除却のプロセスというのは、確かに最後の 1 年間はかなりばたばたしてはいましたけれども、それまでかなり時間をかけて検討しています。トライアルもしていますし、そういう意味で、もう仕方がないので除却するというではありません。24 万冊ということを前提に何万冊ぐらい除却しなければいけないという議論はいたしました。必ずその何万冊を除却してくださいというような言い方はしていません。委員会等でも目標としては提示しました。けれども、例えば最後の年の各分類について、気持ちとしてはこのぐらいしなないとまずいかなという思いはありましたが、教員に対しては一つ一つの分類で除却するとき目標値を設定していた訳ではありません。

結果的には、たまたま我々が思っていたものに近づいたということです。ですから、そのときの議論というのは必要のないものは除却しますので見てくださいと、必要なものを議論してくださいという言い方にして、いわゆる数値目標を示したわけではありません。したがって、確かに最後の 1 年間はかなり分類ごとにばたばたとはしていますけれども、新図書館に入れるために無理に除却した訳ではございません。結果的に途中で入りそうだというのが分かったので、ほっとしたところでございます。

(加藤委員長)

要するに新図書館がもし建っていない場合でも、多分同じようなぐらいの処分という形でいかざるを得なかったであろうというお考えと理解してよろしいでしょうか。

(山田総合情報センター長)

そうですね。一番初めの平成 24 年の初めのころは確かに新図書館のことは考えていましたけれども、実際に除却をしないと本当に満杯だという状態が起こっておりました。旧図書館を見ていただけないのはもう残念ですが、書庫化していました。図書館の閲覧エリアがなくて、もうほとんどが集密書架にせざるを得なくなって、もう本当に満杯状態であったということです。ですから、反省点としてはそれまで定期的に除却をしてこなかったというところはあります。

(加藤委員長)

岩井委員もうよろしいですか。関連して。

(岩井委員)

実際、私も不可解だなとか、奇異に思うところが何点かありますけれども、またそれは、この後の議論のところで述べさせていただきたいと思っております。ご回答ありがとうございました。

(加藤委員長)

それでは川田委員さん。

(川田委員)

川田です。よろしくお願ひします。

僕からは特には質問とかはないのですが、このことに関してどう思ったのかについて自分なりに話せればと思います。

まず、このことについて知ったのは、新聞の記事だったのですが、なぜ焼却というか、そういうことになったことについて残念だなという思いもありましたけれども、図書館が新しくなる、時代が進むにつれ、やっぱり古いものは捨てていかなければならないということも理解している自分もいたので、そちらの判断するような立場だったら、どうしたらいいのかなというのが自分の率直な考えでした。僕は今2回生で、平成29年に入学したのですが、学生にそういう本を焼却するという情報とかはなかったというように記事等で拝見しましたが、そういうところが最後のプロセスの中にあつたらということも、やっぱり考えましたし、学生の中にもすごく本に興味がある学生もいますし、今、電子化等で本に実際に触れるという機会が余りない子たちもいると思うので、実際に触れることで感じられる経験がすごく大きいと自分も感じているところなので、そういう機会を減らすようなことになってしまったことは、ちょっと残念だったとは思ひます。

でも、新しいもの入れるためにはちょっとでも減らしていかなければならなかつたのかなと、そういうところはあるので、またここで皆さんの意見を聞いて、今後、学生の皆さんや高知県のために、永国寺図書館がより良いものになるように自分も何か考えることができればと思います。ありがとうございます。

(加藤委員長)

大学側、何かコメントございますか。

(山田総合情報センター長)

ありがとうございました。確かにご指摘のとおり学生への利用というのは、結果的にしてありませんでした。それはその当時の意思決定ですが、実は昨年度から図書館の学生サークルをスタートさせています。企画展示の中でも、かなりのパーセンテージ、学生さんが加わって司書と一緒に企画しているということもありまして、学生の意見を聞くような体制になっていますので、本当にこれは過去のことで反省点でございますが、その当時からそういうような関係性があつたら、多分、我々の視野狭窄というか、狭い思考ではなくてもっといろいろなことが考えられたのかなと思ひます。

(加藤委員長)

この委員会では学生代表に入つていただいておりますので、そこは実行に移されているだろうと考えたりします。あと、よろしいですね。

すみません、佐々木委員、お願いいたします。

(佐々木委員)

佐々木でございます。

検証用の詳しい資料を作っていただきましてありがとうございます。また、理事長から委員会の検証結果を他の範になるような形で生かしていかれたいということをお聞きしまして、その点も嬉しく思っております。

私が感じました問題点、それから若干の質問も述べさせていただきたいと思います。まず、1点目です。いろいろな事柄の決定のプロセスですけれども、「こんなことを考えているけれども」という学内の発言、ご意見ですね、それが口頭であったがために、また口頭で回答をされて、折角の良い案が消えていってしまったのではないかというような印象を受けました。

2点目です。この蔵書の現在の冊数と収容能力の関係で、もう少し時間を掛けて処分について、売却とか、贈与とかを個別に細かく検討されたのが良かったのではないかと思います。新しい図書館ができるという状況の中ではできるだけ処分をすることができるとはしておかれたいというお気持ちも分かりますが、もう少し時間を掛けて検討をすると物理的な能力も見つかったのではないかと思います。

3点目です。処分の方法に廃棄と贈与と売却があると思いますが、ここに私が県外の図書館で入手した本があります。これは「リユース資料」というシールを背表紙の請求記号の上に重ねて貼ってあり、裏表紙の図書館名はマジックで、2重線で消してあります。体裁が悪いといえは悪いですが、これを読む側からすれば、非常に貴重で、ありがたいことです。ですから、大学名が入った本だからそれを贈与しないと選択肢をなくしてしまうのはいかなものかなと思いました。

4点目です。大学の資産であったものを売却することについて、異論が唱えられたということですが、この管理細則上も3種類、廃棄、贈与、売却という方法はある訳ですから、売却はおかしいということにはならないと思います。

次に、質問ですが、よろしいでしょうか。

1点目です。重複をしていない図書の除却フロー、14ページ、資料3-2です。平成28年2月と平成29年2月に「大学幹事会で学長等に除却・焼却処分について報告」ということが記載されていますけれども、これはフロー上、どの段階で行われているか。それから、20ページのプロセスの中で、学長に、これは前学長でしょうか、報告された。これはこのプロセス上、どこに該当するのか。それと、前学長がこのときにどういうご意見をお持ちであったかということをお併せて教えていただきたい。

2点目です。82ページの参考資料⑩-4の管理細則についてです。第4条の用語の定義の中に(6)で除却がありますけれども、10ページ資料2-6の情報センターの委員会の役割ですね、この委員会の審議事項4)の中には、情報の収集、整理、保存、閲覧及び調査ということで、除却がないですが、これは特別な意味があるのかどうか。

3点目です。82ページからの管理細則ですが、この最後に附則がございまして、

「この細則は、平成 27 年 11 月 26 日から施行する。」、それからもう一つが、「平成 29 年 4 月 1 日から施行する。」となっていますが、この細則に従って処理がされているかどうかを検討させていただき、平成 27 年と平成 29 年の附則事項が検討に影響を及ぼすものであったかどうかということ、確認させていただきたいと思っております。

(山田総合情報センター長)

まず、初めに、重複してない図書の除却プロセスの中で、学長等に報告したものはどこに位置付けられているかということですが、このフローというのは、一つ一つの分類ごとのフローです。ですから、このフローはもう十何回も回っているということですが、この中に学長等への報告というのは記載されておられません。

(野嶋学長)

このフローに関しましては、幹事会の前に、既に運営委員会の委員から教授会に報告があるということです。フローが完成したのは平成 28 年の 2 月と記載されていますけれども、重複してないフローに関しては平成 27 年 10 月から 11 月にかけて教授会に報告されています。

最終的にフローが完成した平成 28 年 2 月に幹事会に報告をしていただいたということで、そのときに私自身は学長ではございませんでしたが、フローの存在は知っておりました。つまり、教授会に出席している訳ではございませんけれども、教授会の資料を拝見いたしましたし、また、一教員として選定のほうの書類も回ってきておりましたので、把握しておりました。

幹事会のほうで、焼却処分について大きなディスカッションになった訳ではないのではないかなと思っております。それまでの間に少しずつ状況は把握しておりましたということです。

(加藤委員長)

佐々木委員、それでよろしいでしょうか。簡単に申しますと、何度も何度もフローによる活動を行って、その結果といいますか成果といいますか、それをまとめたものをご報告されていたということです。ですから、フロー全体を追う形で結果の幹事会への報告といったものが外枠として付いていると理解してよろしいでしょうか。分かりづらいですか。

(岡村事務局長)

あくまでも除却に関しましては、こちらのほうの細則でもありますように、決定権は総合情報センター長にありますので、総合情報センターの運営委員会で決まります。最終的にこのフローが決まったということ、平成 28 年 2 月の幹事会で資料とともに報告されたということになります。

(山田総合情報センター長)

10 ページの総合情報センターの運営委員会の役割には、確かに除却についての説明が抜けておりますが、責任として総合情報センター運営委員会で議論して行うということにしておりました。ご指摘のとおり、この説明については不足しておりますので、それは付け加えなければいけない内容だと思います。

(加藤委員長)

佐々木委員それでよろしいでしょうか。続けてどうぞ。

(佐々木委員)

細則の変更が今回の除却に関係するかどうかということです。

(加藤委員長)

除却のときに、基準となった規則といえますか、85 ページの参考資料⑩-5に旧高知女子大学の内規がありますね。これを基に議論がスタートしているように感じております。今、佐々木委員がお話になったのは新しくできた現行の規定とか、内規ということじゃないでしょうか。そのときに除却に関する記述が大幅にとは言いませんけど、変わっております。そのギャップが議論に関わるのではないかというのが、佐々木委員のご指摘であろうと思います。よろしいでしょうか。

(佐々木委員)

この議論の前提として、これを基にして、「この基準に沿っていたからよい」ということには直ちにはならないのではないかとこのように考えます。

(加藤委員長)

だから変更に至った経緯とか、それからそもそも新しい図書館を視野に入れた選書と申しますか、旧高知女子大学附属図書館の内規を準用という言葉が確か後ろに出てきたように思いますが、新しい基準で見えていくこともできたかと思えます。それと、法人として新しくなってからは、当然規則が変わっていますけれども、このときの記載はこの旧高知女子大学の規定よりは若干少し変わっていると思えます。

私が読んだ限りではそういうことですね。その辺のいきさつを少し説明していただくと分かりやすいかと思えます。

(野嶋学長)

議論が始まった時点では、平成12年の古い内規を活用していました。そしてその中に、一つとしては、「ただし、次の各号に該当するものは焼却する」となっておりまして、「個人又は団体のプライバシーを侵害するおそれのあるもの」というのは書かれております。今の状況の中で、大学の名前があること、あるいは教員の名前があることで、その本が譲

渡できない、売却できないということに関しましては、現時点においては正しい考え方ではないと私たちは思っています。

しかし、ここの「個人又は団体のプライバシーを侵害するおそれのあるもの」を準用することで、焼却を行っておりました。しかし、平成 27 年に見直すチャンスがあったのではないかと思います。

しかし、それにもかかわらず既に決めていたことを行っていったということで、平成 27 年 11 月というのは、ちょうど重複していないフローの決定時期でもありました。何かそういう面で内規、細則を変えながらそれを決定しているという、そのこの時間的な流れというのは非常に微妙と申しますか、厳しいところだなと私自身は思っております。

(加藤委員長)

センター長も、例えば主導されて、新しい規則と内規とを作られたのかと推察いたしますけれども、除却に関する記述が変わった点に関して少しご説明とか経過説明があれば分かりやすくなると思えますけれども。

(山田総合情報センター長)

平成 12 年にできたものですが、平成 24 年 1 月当時になかったものですから、確かに準用するという形でスタートはしております。ただ、新たに作成するに当たっては、85 ページは非常にあっさりしたものでしたので、もっといろいろな視点から議論しなくてはいけないだろうということで、他の図書館の資料も取り寄せながら事務方のほうで原案を作っていたという記憶がございます。

確かに 82 ページのところを除却という形になっておりますし、かつ、84 ページの第 16 条第 1 項で「図書管理責任者は、除却図書をすみやかに処分するものとする」、同条第 2 項で「除却図書の処分は、廃棄、贈与又は売却のいずれかによるものとし」と言葉は変わり、「焼却」という言葉は消えておりますが、それまでの歴史的認識から、この廃棄という中に「焼却」がイメージ的に残っていたのかなという気はいたします。ただ、新しいものができたら、当然のことながら、新しいものに従ってやろうというふうには思っておりましたけれども、長い女子大時代の歴史から言って、焼却というものが頭に入っていたというところがあると感じています。

(佐々木委員)

あと 1 点だけ発言させてください。この「すみやかに」というところもちょっと理解しがたい点だとは思いますが、なぜ入っているのか。そういう疑問を持ちました。

(山田総合情報センター長)

その当時の「すみやかに」をなぜ入れたかというのは覚えていませんが、他大学の方法を調べたので、そういうことを踏まえて「すみやかに」を入れたのではないかと思います。ですから、他の大学を参考にして作ったということであって、例えば新図書館が

迫っているからすみやかにとか、そういうことはありません。

(加藤委員長)

どうもありがとうございます。時間も少し迫っておりますので、少し延長戦という形でお願いしたいと思います。三澤委員、お願いいたします。

(三澤委員)

まず、今回のお話をお聞きしたときの印象をとということでしたので、それをお話しさせていただきますと、率直に申しまして、この除却そのものことだけ絞ってお話しさせていただきますと、どこの大学も困っておられるのだなというのが正直なところです。私も名古屋市立大学の総合情報センター長として、この図書の問題というのはいろんな形で関わってまいりました。確かに図書の除去、これにつきましては一研究者、一教育者としては非常に残念であるのも事実ですけれども、ただそうはいつでも、現実問題としては図書館の収容能力を考えますと、私どもの大学もその収容能力に対して大幅に蔵書がオーバーしておりますので、どうしているかというところ、開架、それから書庫、書庫に入り切らない書籍は箱の中で、複本が中心なのですが、複本のあるものを中心に箱の中に保存しています。学術情報をそんな形にしてしまうのであれば、もしかしたら広く他のところで使っていただけるチャンスがあるのではないかと。その一つの道として除却、この除却に関しては、ルールができたのが平成19年ぐらいだったと思いますが、そのぐらいのときから検討して一応ルール化して、それを実施しております。

今、私どもも、大体平均すると、フェア、イベントとかあってちょっとずれがあったりしますが、6,000冊か8,000冊とか、そのぐらいのレベルでは出していたというのが現実でございます。ですので、今回お話をお聞きしたときは、除却そのものについては、それは致し方ないのだろうな、非常に理解ができるというところが率直な印象でありました。また、そのルールというところでどんな感じになるかなというのは少し気になりました。後でお送りいただいた資料を拝見させていただきましたが、細則とか、あるいはフローチャートとかを拝見すると、これを見る限りは、ルールとか他の大学と同じような形で、あるいは他の大学よりももしかしたらある面、丁寧にされているというような印象を受けましたものですから、その点はきちんとされているという、私はそういう理解を書類の中では感じたという次第であります。

ただ一つ思ったのは、除籍した図書の再活用のところというのがやっぱり気になりました。それについては私どもの大学は、まず除籍候補になった図書については全教員にリストを出しています。基本的にはジャーナルは少し重複してないものもあるのですが、図書については複本のあるものを基本的に先生方にこういうものを処理しようと思うというのを outsourcing させていただいており、その中でやっぱり研究室に貸出ししてくださいというものもあります。そういうものは、除籍からも外して、まだ蔵書として研究室に貸出しをさせていただいています。それ以外のものについては、除籍が確定ということになったら、いわゆる学園祭のときに古本市をさせていただいて、図書については1

冊 100 円ぐらいで、ジャーナルについては 5 冊 100 円ぐらいで、私どもキャンパスが四つありますが、その中で一番大きな二つのキャンパスについては 2 日間ずつ学園祭があるので、そのときに学外者の方も学生さんたちもたくさんいらっしゃるので、バザーという形でさせていただいております。それをやり出して 10 年近くになりますが、当初はそんなにも出ないかな、専門書が多いのと思っていたのですが、意外と 1,000 冊ぐらい毎年出てまいりまして、1,000 冊掛ける 100 円だから 10 万円。それをどう見るかというところはあるのですが、それでもその 10 万円を使って、学生さんたちの図書館環境を整えることに使っております。

他の大学でも、そういう古本市や、最近では古書寄附、古本寄附の活用も増えていると聞きましたので、もしかしたら、再活用のところで少しもう一工夫というか、そういうことを調査されたら良かったのではないかなという印象は受けております。

それで今回、他大学のそういった状況というのを詳細に調べられたデータもありますので、そういうのも参考にされながら、前向きにこの問題を教訓として次のステップにつなげていただけたらと思っております。特に、今、先ほど本当に立派な図書館を拝見させていただいて、現代対応というか、文科省からも要求されているアクティブラーニングとか、いわゆる学生さんの皆さんがアクティブに自主的に学習する、それでまた、こちらの意識されている地域の皆様にも開放する、そういったことを意識された図書館づくりをされているというふうに、非常に私も好感を持って拝見させていただきました。それと同時に書架を拝見させていただくと、今はまだ少し隙間がありますが、多分すぐに満杯になってあふれ返る、そういうことが確かに予想されるなど感じました。ですから、そういう意味で今後の問題が起こるようなときに、やはり除却、除籍とその後の処理の仕方をしっかり考えていただけたらいいのではないかなと思います。感想としては以上です。

(山田総合情報センター長)

確かに、大学の図書館の考え方が前よりは変わってきて、ラーニング・コモンズというのは確かにすごく意識しました。実際に設計に当たっては他の大学の視察にも行きました。ただ、そんなに大きな図書館ではございませんので、その中をいかに有効利用するかというような検討をさせていただいて、今の形になっております。

しかしながら、今回の除却の問題は、ご指摘のとおりその再利用というのが本当に不十分であったと考えております。学内利用は結果的には教員に選書してもらおうというプロセスが働いておりますので、何冊かは再利用できていますが、学外についてはできてないところが本当に大きな課題だと考えております。

(加藤委員長)

はい、渡辺委員お願いいたします。

(渡辺委員)

はい、県立図書館の渡辺です。

今回の除却というのは、どこの図書館でも起こり得る課題で、私どものオーテピア高知図書館はまだこの7月に開館したばかりなので、まだ今のところ余裕があるということにはなりますが、あと10年、15年すれば、もう満杯になるようなことを推測しています。そういったときにどういうふうにやっていくかというところで、先ほどセンター長から反省の弁で、定期的に除却をしてこなかったということがありましたけれども、本当にそうで、オーテピアでもまだ余裕はあるとはいえ、それを除却せずにいくと一遍に除籍、処分ということになっていくので、本当に計画的に除籍して、除籍した資料について再活用を考えて最終的には処分ということをやっけていかないと、いずれ同じようなことが起こると思います。

今回のところで一番問題になるのは、やっぱり図書の再活用の部分だと思います。その部分についてセンター長もおっしゃっていましたが、学内だけの視点でしかできてなかったというところだろうと。県立図書館ではこれまでも当然除籍して、あと除籍した本、資料については市町村立の図書館にも紹介していったというところはやっていくのですけれども、どうしても最終的に引き取り手のないものとか、出てきます。そういったものについては、もう処分せざるを得ないような状況にはなってくると思います。ただ、その処分の方法について、今回の検証委員会でそこら辺のところまで含めている議論がされていくと思いますので、これから私どもの図書館の今後のそういった方法についても、ここでの議論なども参考にさせてもらい、それを踏まえた上でやっていけたらと思っています。

それとあと一点、先ほど質問の中でありました規則の改正ですけれども、おそらく82ページで除却となっているのは、法人になって資産の本ということになってくるので、こういう形になっているのではないかという気がします。あえて焼却という言葉を除いたとかいうのはあるのかもしれませんが、おそらく女子大学のときは、公共図書館と同じような形になっていますので、それが法人になったのでこういった除却で、図書の処分及びその登録を抹消するというような書きぶりになったのではないかと思います。またそれを調べていただいたらいいかなと思います。

(加藤委員長)

大学側、コメントございますか。

(山田総合情報センター長)

ご指摘のとおり定期的な除却ができていなかったということで、結果的に何とか除却しないで使えないものかというのが、やっぱり気持ちとしてはありまして、処分をしたくないというのがずっとあったと思います。

結果的にそれが満杯という状況になってしまった。除却を本格的にしなければいけないなくなったときに、ずっとため込んでいたものの量が多かったものです。こうなってしまった要因としては、処理のためのいろいろな作業が集中してしまうというのが、ため込

んだことによって起こってしまったということもあると思います。したがって、今後は定期的に除却することによって、多分フェアなんかもあまり場所をとらずできると思いますし、ため込み過ぎますと場所の問題とかいうのがあり、それができなくなります。だから、そういう意味で定期的な除却というのが今までの反省点、失敗点に対してプラスにいろいろ影響してくると感じました。

(加藤委員長)

ありがとうございます。

最後に私の考えをごく簡単に述べさせていただきます。

私は多分、大学側の考えとしては、いろんな規則に基づいて一生懸命努力したら思わぬ結果を招いてしまった。「はて?」、と言うのが正直なところではないでしょうか。これは決して県立大学に限られたことではないことです。ただ、そこに至ったやっぱり、判断の積み重ねですね。それはやっぱり大学としての広い意味での見識ですね。ふさわしいものであったかどうかということは、やっぱりこれからもきちっと吟味しなければいけないと考えています。過去に遡って起きたことを現在の視点から評価するというのは、これは非常に難しいことですので、今回のことを契機に将来に役立つことの議論をしたいと思います。少しあえて苦言といたしますか、感じたことは、これは最初にご説明があったように現在は、図書館は工科大学も含めて利用している訳ですね。

工科大学のメンバーが総合情報センター運営委員会に現在入っておられますか。もし、過去に工科大学のメンバーが入っておられたら、スペースとか、それから1万冊空いた分の利用とか、少し違った方向に向かった可能性があると考えました。現行のルールではそれはできないでしょうか。

(山田総合情報センター長)

現在の総合情報センター運営委員会には工科大学は入っておりません。それは高知県立大学として。しかしながら、今年の4月から共同運営をしておりますので、定期的に月1回の会議を設けて相談をしております。相談をして、その内容を総合情報センター運営委員会にも必要があれば諮っておりますし、大学の幹事会、部局長会にも定期的に報告をしております。

(加藤委員長)

分かりました。もう1点だけ。佐々木委員から速やかな処理ということで質問がありましたが、これは時系列的に追いますと、焼却の行為の事実を見ますと、新しい規則が施行されて急速に行われているというのが事実じゃないでしょうか。確認すれば分かると思いますけれども。規則の改定のところで気になるのが、もっと広い範囲の動向、つまり学外の動向ですね。他大学であるとか、他の図書館であるとか、それからいわゆる古書とか、それからいわゆる資産とか知的財産の有効活用という観点がかなり強く入った形で、ああいう緩やかな除却処分の規定になったのだらうと思うのですね。そうすると、過去

をひっくり返すわけではございませんけれども、今、我々が将来進めていく焼却処分というのを少なくとも再考ですね、できれば執行をちょっと待つと。ただし、その間、不便はやむを得ないという判断があり得たのかなということで、その議論があった上でのことなのか。やっぱりその辺りは少し反省点の要にはなるのではないのでしょうか。お答えいただければ有り難いです。

(山田総合情報センター長)

平成24年の1月のときには細則等がなかったものですから、それまでのものを準用せざるを得ないというのはありました。ただ、それだからそれをずっと使うという訳ではなくて、新しいものができたら、それなりにその対応はしてきたつもりではあります。ただ、焼却というのは本当に先ほども説明しましたけど、いわゆる女子大時代のずっとその流れを汲んでいたというか、それが頭から離れなかったのは事実です。少なくともこれは私自身の話として、やはり法人化する前は県立大学でしたから、県の資産を例えば売却するとかいう話になったら、それこそ県民の皆さんに叱られるというふうにし少し思い込んでいたところがございます。確かに古い内規でもいろいろ自由度があった訳です。けれども、とにかくそういう頭が私自身あったものですから、例えば売却とか焼却以外のことに對してすごく積極的にしようというような思いが余りなかったのだというふうに思います。ただ、二次利用として他の施設に何もしなかったわけではなくて、確かに相談はしました。相談はしましたが、なかなかそれがうまく進まなくて、途中で諦めてしまったという、それを推進する力がなかったのは、責任者である私の責任と思っています。ただ、それは議論をしていた時代で、当然、大学図書館とか、あるいは図書の考え方が変わってきておりますので、二次利用という意味では、古本募金の活用もあるというのも去年分かりましたし、それを現在やっております。少なくとも古本募金に最終的なものを送れば、そこで除籍本として流通してくれると、それでも流通に乗らなかったものについては、いろいろな施設等に有効利用してくれるという前提で契約をしておりますので、本当に全く有効利用できなくなってしまうというものはかなり少なくなるのだろうなと思っております。それに気が付くのが遅かったというのが事実でございます。それについては去年辺りからその議論はあって、今年7月から始めております。

(加藤委員長)

私が最初に大学の見識が問われているところだろうと申し上げたのはその辺りでございまして、確かに県の資産という面からいえば、いろいろ規定があるのは間違いない。ただ、学術情報となると、知的資産の継承ということは、それとは別のもので、そういう意味でこそ、大学のいわゆるポリシーとか広い見識が問われるのではないかと思います。そこにやや疑義が生じるのが非常に問題ではないかと。事象面ははっきり言ってやむを得ないという面のほうが強いとは思っております。出来事自体は、これは委員の皆さん方も大体そうですけれども。ただ、そのときに、大学として存在を懸けて、大げさに言えば、知的な財産を守ろうと、若しくは、有効利用しようということを肝に銘ずるべきなの

かということが、今の私の心境でございます。実はこの問題は、次回予定の除籍後の有効活用とそれから様々なそれに伴う問題を取り上げるときに、また関連項目として委員の方にいろいろお尋ねになっていただくようお願いしたいと思います。大学側には今日の意見、多岐にわたっておりますので、いろんな類別、項目分け等をして、また委員にフィードバックしていただければと思います。よろしくお願いします。

ここで次回の予定に関して司会にお返ししますので、よろしくお願いします。

## 5 閉会

(司会)

加藤委員長、どうもありがとうございました。

次回の開催日は10月14日曜日です。時間は追ってお知らせをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、学長、野嶋よりご挨拶申し上げます。

(野嶋学長)

本日は、本当に貴重なご意見をいただきましたことを感謝申し上げます。皆様方のご指摘のとおり、再活用に関して本当に思慮が足りなかったと反省しておりますし、皆様方のご意見をいただきながら、再活用、そして広く皆様方と他の大学、あるいは公立の図書館と情報共有しながら、改善させていただきたいと思っております。

本日は貴重なご意見をいただき、どうもありがとうございました。